

延滞利息制度の導入に伴う「一般ガス小売供給約款」等の変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、「一般ガス小売供給約款」および各選択約款等（下記「2. 対象となる約款等」を参照。以下、本文書では『一般ガス小売供給約款』等」といいます。）について、2023年4月1日付で下記の通り変更を行います。

記

1. 変更の理由

ガス料金の支払い時期が異なる顧客間の公平を図るため、また、料金の早期支払いを促進するには1日ごとに延滞利息が増加する延滞利息制度を採用したほうが適切であると判断し、「一般ガス小売供給約款」等の内容を改めるものです。詳細については[こちら](#)をご覧ください。

2. 対象となる約款等

一般ガス小売供給約款、家庭用ガスセントラルヒーティング契約約款、家庭用コージェネレーションシステム契約約款、空調夏期契約約款、小型空調契約約款、業務用契約約款、ガス灯契約約款、おまとめ割、新築割、切替割

3. 変更の内容（主な変更）

- ・ガス料金の「早収・遅収料金制度」を廃止し、「延滞利息制度」を導入するため、約款上の「早収料金」「遅収料金」の表記を「料金」と改めるとともに、延滞利息の支払いについての文言を追加する。
- ・延滞利息の算定方法について規定するとともに、算定上の基準として支払期限日を支払義務発生日の翌日から起算して30日目へと改める。
- ・支払期限日の変更に伴い、供給停止に係る事由のうち、「支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合」を「支払義務発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目がある場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合」へと改める。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がおありの場合は、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号



本庄ガス株式会社

TEL 0495-24-2341（代表）